

令和6年度 水産業融資制度のご案内



水産業融資制度とは？

漁業者・水産加工業者の皆様が、漁業経営の近代化や改善などを進めるために必要な資金を低利又は無利子で融通する制度です。

静岡県経済産業部水産振興課

問い合わせ先はパンフレット内の別紙を参照してください。
その他の問い合わせ先 水産振興課 054-221-2658



どんな資金が利用できますか？

水産業融資制度には、それぞれの目的に応じてさまざまな種類の資金がありますが、主に下

必要とする理由 資金の種類 対象者		資金使途(代表的なもの)								
		漁船の建造、購入、改造	省エネルギー化を促進するための機器の購入	漁具倉庫、加工施設、養殖施設、冷蔵庫、販売施設等建設	運搬用器具など漁業用器具の購入	漁網や養殖用のいかだの取得	増殖用・養殖用の種苗の購入	漁ろうの際の安全性の向上	これから漁業を始める	負債整理
漁業近代化資金	漁船漁業者 養殖漁業者 その他の漁業者 水産加工業者 漁協等	○	○	○	○	○	○			
漁業経営維持安定資金	漁業者 ※再建計画の認定が必要									○
漁業経営再建資金										○
漁業経営対策資金	漁船漁業者 大型定置漁業者 養殖漁業者									
漁業経営改善促進資金	漁業者 ※漁業経営改善計画の認定が必要									
漁業経営高度化促進支援資金	漁業者									
水産加工経営改善促進資金	水産加工業者 組合等									
沿岸漁業改善資金	沿岸漁業者等	※1 ○	○				○	○	○	○

漁業信用保証制度

漁業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、漁業者の皆様が信漁連などの金融機関から融資を受けるときに、漁業信用基金協会がその債務を保証することにより、借入を容易にする制度です。

保証額に応じて出資金や所定の保証料が必要となります。

の表のとおり利用できます。

資金使途		貸付条件					資金の詳細
経営安定のための運転資金	生活の改善	貸付金利 (%) R6.5.1 時点	償還(据置)期間の上限 (年以内)	融資率 (%)	貸付限度額		
		1.1	2(0.5) ~ 20(3)	原則 80%	漁船漁業者 : 9,000万円~3億6,000万円 養殖漁業者 : 9,000万円~1億8,000万円 その他の漁業者: 1,800万円 水産加工業者 : 9,000万円 漁協等 : 12億円	P3	
		1.1・1.5	10(3) 特認15(3)		4,000万円~4億円	P4	
		1.1	10 特認15(2)		整理対象債務の8割を超えない額 7,200万円~8億円	P4	
○		1.5	1~2		漁船漁業者 : 所有船数等により異なる 大型定置漁業者: 2,000万円 養殖漁業者 : 1,000万円	P5	
○		1.5	1		3,000万円~1億9,000万円	P5	
○		1.1	5(1) 特認6(2)		1,000万円~2億1,000万円	P5	
○		1.1・1.55	3(1)		5,000万円	P6	
	○	※2 無利子	2~10(3)		100%	10万円~2,500万円	P7

※1 漁業経営開始資金に限ります。

※2 貸付金額が500万円以下の場合1名、500万円を超える場合は2名の保証人が必要となります。

※ 上記資金以外にも、(株)日本政策金融公庫が取り扱う資金を利用できる場合があります。詳細は、(株)日本政策金融公庫静岡支店にお問い合わせください。(別紙問い合わせ先参照)

漁業近代化資金

資本装備の高度化を図り、漁業経営の近代化を促進するために資金が必要な方が使うことができる資金です。

融資対象者	資金種類	資金利用具体例	貸付限度額	貸付利率(%)	償還期限(うち据置)(年)	償還方法	融資機関
漁業を営む個人・法人 漁業生産組合 水産加工業を営む個人・法人 漁業協同組合 漁業協同組合連合会 水産加工業協同組合 水産加工業協同組合連合会	1号資金 〔130トン未満漁船〕	・漁船の購入、改造 ・漁船機器(エンジン、魚探、レーダー等)の導入	○20トン以上漁船 漁業を営む個人、法人、その他の団体 3億6,000万円	1.1	17(2)	年2回元金均等払	信漁連・農林中金
	2号資金 〔漁業施設〕	・漁業用施設(漁具倉庫、養殖施設、冷蔵庫等)の設置 ・水産加工用施設(水産加工場、水産加工用機械等)の設置	○養殖業を営む法人、漁業生産組合、団体 1億8,000万円		15(3)		
	3号資金 〔漁業用器具〕	・水産物運搬用器具(運搬車、場内運搬機械等)の導入 ・漁業用器具(養殖用給餌機等)の導入	○20トン未満漁船漁業と養殖業又は水産加工業を併せ営む個人、法人、漁業生産組合・20トン未満漁船漁業と水産加工業を併せ営む団体 1億5,000万円		6(1)		
	4号資金 〔漁具等〕	・船体に固定しない漁ろう設備(魚網等)の購入 ・養殖用いかだの購入	○上記以外の漁業を営む法人、漁業生産組合、団体、水産加工業者・20トン未満の漁船の資金、漁船漁業に必要な漁船以外の資金を借り受ける個人、養殖業を営む個人		8(1)		
	5号資金 〔養殖種苗育成〕	・養殖用種苗及び餌の購入・育成 ・放流用種苗の購入・育成	9,000万円		5(2)		
	6号資金 〔漁村環境整備施設〕	・漁業者研修施設の整備	○その他漁業を営む個人 1,800万円		20(3)		
	7号資金 〔農林水産大臣特認〕	・水産資料展示研修施設の建設	○漁協等 12億円		15(3)		

- 融資率は、原則として融資対象事業費の80%以内です。(100万円のものを購入する場合、80万円まで漁業近代化資金にて融資を受けられます。)
- 償還期限(うち据置)は、最大のものであり、融資の内容により期限は変わります。
- 事業を開始する時期に応じて、申請書の提出期限が定まっています。手続き等詳細は県水産振興課、信漁連にお問い合わせください。(別紙問い合わせ先参照)

漁業経営維持安定資金

再建計画の認定を受けて漁業経営の再建を図る中小漁業者の方で、固定化債務を整理する目的で資金が必要な方が利用できます。

融資対象者	整理対象債務	貸付限度額	貸付利率 (%)	償還期限 (うち据置) (年)	償還方法	融資機関
次の要件のいずれかに該当し、再建計画の認定を受けた中小漁業者 ①直近の事業年度までの3年間(特例2年)の漁業収支が通算して損失となっている者 ②自己資本不足比率 ^② ≥ 0.1の者	・返済期限到来後未返済の債務 ・返済期未到来の債務のうち期限延長、借換などにより実質的に延滞ないし固定化している債務 ・賃金等の未払債務等	漁船漁業者 4,000万円 ～4億円 養殖業者 4,000万円 定置漁業者 4,000万円 ～8,000万円	1.1 1.5	10(3) 特認 15(3)	年2回 元金 均等払	信漁連 農林中金 銀行 信用金庫

漁業経営再建資金

再建計画の認定を受けて漁業経営の再建を図る中小漁業者の方で、金融債務の借り換えのために資金が必要な方が利用できます。

融資対象者	整理対象債務	貸付限度額	貸付利率 (%)	償還期限 (うち据置) (年)	償還方法	融資機関
次の要件のすべてを満たし、債権者の同意を得た再建計画の認定を受けた中小漁業者 ①直近の事業年度を含め原則として3年(特例2年)以上債務超過となっている者 ②自己資本不足比率 ^② ≥ 0.5の者 (ただし、遠洋・近海かつおまぐろ漁業にあっては0.3) ③漁業支出+減免後の負債利息 ≤ 漁業収入 ④直近の事業年度における漁業収入が総収入の過半を占める者	漁業経営に係る金融債務(融資機関からの借入によるもので原則として漁業経営に係るもの) (固定資産の取得のための長期借入金で返済期未到来のもの及び政府系金融機関からの借入金は除く)	整理対象債務の8割を超えない額 漁船漁業を営む者 ・30トン未満 7,200万円 ・30トン以上 総トン数 × 240万円 (上限8億円)	1.1	10 特認 15(2)	年2回 元金 均等払	信漁連 農林中金 銀行 信用金庫

② 自己資本不足比率 = {固定資産 - (固定負債※ + 自己資本)} / 固定資産

※固定負債は固定資産の取得又は拡充のための長期借入金で返済期限の到来していないもの

漁業経営対策資金

漁船漁業者、大型定置網漁業者及び養殖漁業者の方で、経営を安定化する目的で低利の短期運転資金が必要な方が利用できます。

融資対象者		貸付限度額	貸付利率 (%)	償還期限 (年)	償還方法	融資機関
漁船漁業	遠洋まぐろ	総トン数が20トン以上	1.5	2	一括	信漁連 農林中金 銀行 信用金庫
	遠洋かつお					
	近海かつお・まぐろ 火光利用さば			8,000万円／1経営体所有船1隻当たり		
	その他	3,000万円／1経営体		1		
知事特認要		1,500万円／1経営体				
大型定置網		2,000万円／1経営体				
養殖漁業		1,000万円／1経営体				

漁業経営改善促進資金

漁業経営改善計画の認定を受けて、漁業経営の改善に取り組む中小漁業者に対し、国、県及び融資機関で原資を造成した低利の短期運転資金を融通します。

融資対象者	貸付限度額	貸付利率 (%)	償還期限 (年)	償還方法	融資機関
漁業経営改善計画の認定を受けた中小漁業者	3,000万円 ～1億9,000万円	1.5	1	一括	信漁連 農林中金 銀行 信用金庫

漁業経営高度化促進支援資金

経営安定改善計画の認定を受けた中小漁業者の方で、資源管理型漁業への取組み、流通高度化の取組みを行うときに資金が必要な方が利用できます。

融資対象者	貸付限度額	貸付利率 (%)	償還期限 (うち据置) (年)	償還方法	融資機関
資源管理に参加する者又は流通合理化の取組みを行う者であって、直近年の水揚額が通常年の水揚額に比し、概ね2割以上減収した者	1,000万円 ～2億1,000万円	1.1	5(1) 特認6(2)	年2回 元金均等払	信漁連 農林中金 銀行 信用金庫

水産加工経営改善促進資金

不漁等の影響を受けた水産加工業者等の方で、運転資金が必要な方が利用できません。

融資対象者	貸付限度額	貸付利率 (%)	償還期限 (うち据置) (年)	償還方法	融資機関
<p>水産加工業者等※であって、次の2つの条件(①、②)を満たす者</p> <p>① 水産加工場における原材料の全使用量のうち近海等水産資源の占める割合が3分の1以上であったこと (貸付年度前年の1月から12月)</p> <p>② 次のいずれかに該当すること ア 直近の事業年度において経常利益が赤字であること、または、今期の経常利益が赤字見込みであること イ 直近6か月間において、水産加工場の操業度(原材料使用量、生産量、出荷量)が直近3か年のいずれかの年の同期に比較して80%以下になっていること ウ 直近6か月間において、水産加工場の主要加工原材料等の平均単価が、直近3か年のいずれかの年の同期に比較し、1.2倍以上となっていること</p> <p>※水産加工業を営む漁業協同組合等の組合も借りることができます。ただし、資本金3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超える水産加工業者は本資金を借りることができません。</p>	5,000万円	1.1 1.55	3(1)	年2回元金均等払	信漁連 農林中金 銀行 信用金庫

沿岸漁業改善資金

経営や操業状態等を改善する目的で、自主的に近代的な漁業技術や漁ろうの安全の確保などのための施設を導入しようとする沿岸漁業者などに対し、国と県が造成した資金を県が無利子で貸し付けます。

融資対象者	資金種類	資金内容	貸付限度額	貸付利率	償還期限(うち据置)	
沿岸漁業を営む個人・法人等	経営等改善資金	操船作業省力化機器等設置資金	レーダー、自動航跡記録装置など	万円 500	無 利 子	年 7(1)
		漁ろう作業省力化機器等設置資金	カラー魚探、漁獲物等処理装置など	500		7(1)
		補機関等駆動機器等設置資金	補機関、油圧装置	500		7(1)
		燃料油消費節減機器等設置資金	漁船用環境高度対応機関(エンジン)など	2,500		7(1)
		新養殖技術導入資金	養殖施設の設置、種苗の購入・生産など	400		4(2)
		資源管理型漁業推進資金	水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入	1,200		10(3)
		環境対応型養殖業推進資金	養殖業の生産工程を総合的に改善する漁業生産方式の導入	2,000		10(3)
		乗組員安全機器等設置資金	転落防止用手すりなど	150		5(1)
		救命消防設備購入資金	救命胴衣など	130		2・5
		漁船転覆防止機器等設置資金	漁獲物の横移動防止装置、甲板下の魚そう	150		5(1)
		漁船衝突防止機器等設置資金	レーダー反射器、無線電話	120		5
		漁具損壊防止機器等購入資金	漁具の標識	130		5
			知事特認資金	超音波式漁網観測装置		200
沿岸漁業の従事者等	資金生活改善	生活合理化設備資金	し尿浄化装置又は改良便そう、自家用給排水施設など	30 10	3 2	
		住居利用方式改善資金	居室、炊事施設、衛生施設、家事室等の改造費用	80	5	
青年漁業者等	養成確保資金	研修教育資金	研修受講費用	50 100	3(1) 5(1)	
		高度経営技術習得資金	経営方法又は技術の習得費用	150	5	
		漁業経営開始資金	沿岸漁業の経営開始費用	2,000	10(3)	

- 貸付限度額は資金種類ごとの最大金額であり、資金の内容により金額は変わります。また、1人が1回に借りられる限度額は2,800万円です。
- 申請は、**随時**受け付けています。借入を希望する場合は、あらかじめ水産業普及指導員の指導を受けてください。問い合わせ先は別紙をご参照ください。

別紙 水産業融資制度に関する問い合わせ先

● 東日本信用漁業協同組合連合会

静岡支店 融資部	焼津市本町1-7-1	054-631-5735
静岡支店 下田営業店	下田市2丁目12-28	0558-22-1840
静岡支店 浜名営業店	浜松市中央区舞阪町舞阪2119-19	053-597-0540

● その他融資機関

農林中央金庫名古屋支店	愛知県名古屋市中区栄2-3-6	052-201-6111
(株)日本政策金融公庫静岡支店	静岡市葵区黒金町59-6 大同生命静岡ビル 6F	054-205-6070

● 漁業信用基金協会

全国漁業信用基金協会静岡支所	静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル 4F	054-251-0717
全国遠洋沖合漁業信用基金協会	東京都江東区永代2-31-1 いちご永代ビル 8F	03-5646-2658

● 水産業普及指導員

地区	所在地	電話番号	担当地区
東部	水産・海洋技術研究所伊豆分場 下田市白浜251-1	0558-22-0835	下田市、熱海市、伊東市 伊豆市(旧土肥町)、賀茂郡
中部	水産・海洋技術研究所本所 焼津市鯛ヶ島136-24	054-627-1816	静岡市、沼津市、三島市 富士宮市、島田市、富士市 焼津市、藤枝市、御殿場市 裾野市、伊豆市(旧土肥町除く) 御前崎市、牧之原市、伊豆の国市 田方郡、駿東郡、榛原郡
	水産・海洋技術研究所富士養鱒場 富士宮市猪之頭579-2	0544-52-0311	
西部	水産・海洋技術研究所浜名湖分場 浜松市中央区舞阪町弁天島 5005-3	053-592-0139	浜松市、磐田市、掛川市、袋井市 湖西市、菊川市、森町

パンフレットに記載されている融資制度は令和6年5月1日現在のものです。
金融情勢の変化等により変更する場合がありますので、申込時にご確認ください。
インターネットから最新情報をご覧になれます。

静岡県経済産業部水産振興課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館8階

TEL 054-221-2658

FAX 054-221-2865

電子メール suisanshinkou@pref.shizuoka.lg.jp



HPはこちらの
QRコードから